

## 維持管理・運營業務委託契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
1	1	1	1		総則	本項では基本契約、本契約、提示条件、本件提案の順に優先されるとありますが、落札者決定基準等に関する質疑及び意見書の回答は、特定事業契約を構成する各契約の齟齬等に関する当事者間の合意事項となりますので、落札者決定基準等に関する質疑及び意見書の回答を最優先に解釈することとしていただけないでしょうか。	質疑及び意見書の回答は、落札者決定基準等を補完するものです。質疑及び意見書の回答等を踏まえて、修正した落札者決定基準等に基づくため、本項のとおりとします。
2	1	1	12		総則	本項では、「受注者は、提示条件に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討したうえで、この契約を締結したことをここに確認する。」とありますが、利用しうる全てのデータについて熟知義務を負うことは受注者にとって負担しえないリスクとなりますので、要求水準書等に記載のデータ以外については義務を負わないこととさせていただきます。	維持管理・運營業務委託契約書(案)のとおりとします。
3	1	1			総則	「～この契約書及び基本契約に基づき、提示条件及び本件提案に従い、」とありますが、工事(設計・施工一括)請負契約に基づき設計図書及び設計成果物の変更があった場合、これらの変更も提示条件に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。提示条件の定義をご教示ください。	変更についても提示条件に含まれます。
4	3	4	1	(3)	契約の保証	「この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関の保証」とありますが、保証事業会社の保証も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	4	1	3	契約の保証について	維持管理・運營業務委託契約書(案)第4条第1項第3号に、「この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関の保証」とありますが、この「発注者が確実と認める金融機関の保証」には、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証も含まれると解釈してもよろしいでしょうか。 なお、工事(設計・施工)請負仮契約書(案)第6条第1項第3号においては、「保証事業会社の保証」が認められております。	ご理解のとおりです。
6	3	4		(4)	契約の保証	履行保証保険について、保険の契約期間は事業者が選定する保険会社の規定に従うことよろしいでしょうか。選定する保険会社にもよりますが、履行保証保険は1つの契約が最長5年間程度が限界であるため、事業期間全ての履行保証には最低4回の契約更新が必要となります。	ご理解のとおりです。

## 維持管理・運營業務委託契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
7	8	16	3		不適合の場合の補正義務	「供給泥質が提示条件の水準を大幅に下回るため業務の遂行が困難である場合、～供給泥質の改善又は提示条件を満たさない供給泥質に対応するための施設の改善その他の措置について協議を行うものとする」とありますが、基本契約書 別記1 「リスク分担表」 No.47費用増加リスクに記載のとおり、事業者の費用増加分（調査費用を含む）は発注者負担、との理解でよろしいでしょうか。	原則として、リスク分担表No. 47のとおりですが、協議で決定します。
8	8	16	3		不適合の場合の補正義務	「脱水汚泥の性状又は成分（以下「供給泥質」という。）が提示条件の水準を大幅に下回るため業務の遂行が困難である場合、発注者及び受注者は、（中略）供給汚泥の改善又は提示条件を満たさない供給泥質に対応するための施設の改造その他の措置について協議を行うものとする。」とありますが、脱水汚泥の供給は発注者の業務範囲であり、本項に規定する「供給泥質が提示条件の水準を大幅に下回るため業務の遂行が困難である場合」とは、発注者に起因して受注者が業務を履行できない場合であると思料します。そのため、供給汚泥の改善又は提示条件を満たさない供給汚泥に対応するための施設の改造その他措置に要する費用は、全て発注者にてご負担いただくこととさせていただきます。	回答No. 7と同じです。
9	10	21			要求水準等の未達の場合の業務委託料の減額等	本条の「周辺住民からの苦情等」について、本契約28頁別記2では「周辺環境、周辺住民等に悪影響を及ぼしている場合」のペナルティが課せられておりますが、当該の苦情や悪影響については本契約第28条第3項を適用し、受注者の善管注意義務を前提とした業務上避け得ない事象についてはペナルティは課せられないとの理解でよろしいでしょうか。また、施設設置そのものに対する周辺住民からの苦情等については、基本契約書（案）7頁別記1のリスク分担表No. 10に基づき、受注者はその責めを負わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	13	31	3		損害賠償	「第30条に定める場合を除くほか～」とありますが、参照条項は第28条の誤りではないでしょうか。	誤記です。維持管理・運營業務委託契約書（案）を修正します。
11	15	35	1		契約が解除された場合等の違約金	本契約解除に対する違約金は「各会計年度における支払予定額のうち最も高い額の10分の1」と定められていますが、「維持管理・運営委業務委託契約の業務委託料として予定されていた額の総額を20で除した額の10分の1に相当する額」に変更していただけますでしょうか。	「業務委託料として予定されていた総額を20で除した額の10分の1に相当する額」に修正します。

維持管理・運營業務委託契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
12	16	39			秘密の保持	<p>本条では、受注者の守秘義務のみが定められておりますが、受注者から発注者に対して提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、受注者が発注者に対して開示する情報についても、以下の設計・施工請負契約第69条（秘密保持）と同様に、相互に秘密保持義務を負う条文に変更をお願いいたします。なお、受注者が開示する情報は、福岡市情報公開条例の第7条第1項第2号に定める不開示事由に該当する情報に該当しますので、情報公開の例外として開示対象とならないと理解しております。</p> <p><b>【変更案】</b> （秘密保持）</p> <p>第39条 発注者及び受注者は、本件契約又は本事業に関して相手方から提供を受けた秘密情報を第三者に漏洩しないこと、及び本件契約の目的以外には使用しないことを各自確認する。</p> <p>2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。                      (1) 開示の時に公知である情報                      (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報                      (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報                      (4) 発注者及び受注者が本件契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報</p> <p>3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。                      (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合                      (2) 法令に従い開示が要求される場合                      (3) 権限ある官公署の命令に従う場合                      (4) 本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合                      (5) 発注者が関係法令等に基づき開示する場合                      (6) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合</p> <p>4 受注者は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。</p>	福岡市情報公開条例7条1項2号に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」などについては、開示対象とならないため、変更は行いません。
13	19	44			業務の引継ぎ等	<p>「～発注者又は発注者が指定するものに対し、自己の費用で本施設の維持管理・運営に必要な技術指導を行うものとする。」とありますが、技術指導内容の詳細については発注者と事業者で協議して定めることができるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

## 維持管理・運營業務委託契約書(案)に関する質疑及び意見書に対する回答

平成29年 8月 8日

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑及び意見の内容	回答
14	21	47	4		知的財産権	受注者が提供する情報、書類、図面等は、受注者がこれまでの事業で培ってきた技術・ノウハウ等の蓄積が含まれているものであり、受注者の競争力の源泉となりうるものです。当該図面等の著作権及びその他知的財産権を自由に利用することは、第三者への開示を含め何らの制限なく取り扱えることとなるため、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあります。 本項の「発注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。」を、「発注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、受注者の承諾を得た場合は、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとする。」に変更をお願いいたします。	維持管理・運營業務委託契約書(案)のとおりとし、変更は行いません。
15	21					維持管理・運営期間において、事業を円滑に進めるために、発注者・受注者が集まり情報交換や業務の調整を図る協議会を設置し、定期的を開催する旨、条文追記いただけますようご検討願います。	要求水準書P27. 3-2-1(12)に記載しています。
16	28	別記2			要求水準未達の場合の業務委託料の減額等の措置	未達レベルについて、各レベルの該当事象は、該当事象と判断される前に事業者へのヒアリングの機会が設けられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	30				別記3(第22条関係) 1 消化ガス (1) 費用負担	「技術提案値内は発注者が無償で提供」とありますが、要求水準書p76 別紙62には「無償で利用できる消化ガス利用可能量は、条件に応じて7,890Nm <sup>3</sup> /日～13,870Nm <sup>3</sup> /日となる」との記載があります。つきましては、「技術提案値内或いは要求水準書に記載された条件の範囲内は発注者が無償で提供」に変更をお願いいたします。	維持管理・運營業務委託契約書(案)のとおりとします。
18	30	別記3	1	(3)	消化ガス	消化ガスの提案値超過単価は1ノルマル立方メートルあたり40円(税抜)と規程されていますが、基本契約書 別記1「リスク分担表」No.47費用増加リスクに記載のとおり、消化ガスの質が大きく変動(例:消化槽浚渫工事に伴いメタン濃度が年間をおして低下し、消化ガス使用量が増加する)したことによる事業者の費用増加分は発注者負担であり、何らかの補正がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	消化ガスの質の低下による受注者の負担増への対応については、協議で決定します。
19	32	別記5	3		業務委託料の見直し	業務委託料の見直しに用いる各指標は、各年度の「7月末日において入手できる最新の資料」とありますが、7月末日での確報値は5月末日のデータとなることが予想され、翌年度4月～の単価の指数根拠として実態から離れやすくなります。指標の調査時期をもう少し後ろに設定されてはいかがでしょうか。	維持管理・運營業務委託契約書(案)のとおりとします。